

## 通関関係書類の電磁的記録による提出に関する原本提出等の 識別コードの新設について

本年 3 月 16 日(日)から、通関関係書類に原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれる申告については、輸出入申告等控、輸出入許可通知書等の審査区分欄の 1 桁目に、識別コード「G、B、C、X（以下「G等」といいます。）」が表示されます。

これにより通関関係書類を電磁的記録により提出した場合に、原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれるか否かが容易に判別できるようになります。

### 1. 識別コード「G等」が表示される輸出入申告等

他法令確認書類や原産地証明書など原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれる申告について、識別コード「G等」が表示されます（ただし、特例申告及びマニフェスト通関申告等を除きます）。

(参考 1) 原本を書面により提出又は提示する必要がある場合の取扱いについては、『「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて』をご参照ください。

(参考 2) 識別コードの表示パターンは、『「G」表示パターン表【輸入】【輸出】』をご参照ください。

### 2. 区分 1 とされた輸出入申告等に係る取扱い

(1) 現在、区分 1 であって通関関係書類の提出が必要な申告には「Y」が表示されますが、3 月 16 日以降の区分 1 の申告には次のとおり表示されます。

#### ① 「G等」が表示される申告

通関関係書類の提出が必要な場合であって、原本を書面により提出又は提示する必要がある書類を含むもの。

#### ② 「Y」が表示される申告

通関関係書類の提出が必要な場合であって、原本を書面により提出又は提示する必要がある書類を含まないもの。

(2) AEO輸出入申告<sup>(注)</sup>については、区分 1 であって「G等」又は「Y」と表示された場合であっても、これまでどおり通関関係書類の提出は不要です。

(注) 輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告、特定輸出申告又は特定委託輸出申告をいう。

### 3. 留意すべき事項

(1) 申告添付登録（MSX業務）を利用しない申告については、「G等」又は「Y」が表示された場合であっても、これまでどおりすべての通関関係書類を書面により提出してください。

(2) 減免戻し税手続などの電磁的記録による提出ができない申告については、「G等」又は「Y」が表示された場合であっても、これまでどおりすべての通関関係書類を書面により提出してください。

(3) 輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取）申告又は特例委託輸入（引取・特例）申告に係る原産地証明書については、「G等」が表示された場合であっても、税関への提出は不要です。

(4) NACCSの詳細な仕様等については、NACCS掲示板をご参照ください。<http://www.naccscenter.com/system/shiyou/docs/2014030700050/>